

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2025 年 6 月 11 日

中部電力ミライズ株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

事 戦 本 第 2 号

2025年 6 月 11日

経済産業大臣 武藤 容治 殿

名古屋市東区東新町1番地

中部電力ミライズ株式会社

代 表 取 締 役

社 長 執 行 役 員

神谷 泰範

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定により，次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2025 年 7 月 1 日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（2025 年 2 月 7 日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、2025 年 7 月の検針日から 2025 年 10 月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、臨時電力および農事用電力 B で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款 15（定額電灯）(4)、供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロもしくは供給約款附則 3（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)の電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款 16（従量電灯）(1)ニ、供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款 20（臨時電力）(3)イ、供給約款 21（農事用電力）(2)ニ(イ)、供給約款附則 5（農事用電灯のお客さまについての特別措置）(1)、供給約款附則 6（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)もしくは供給約款附則 7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款 16（従量電灯）(2)ニ、(3)ホ、供給約款 17（臨時電灯）(2)ハ、(3)ロ、供給約款 18（公衆街路灯）(2)ニ、供給約款 19（低圧電力）(5)、供給約款 20（臨時電力）(3)ロ、供給約款 21（農事用電力）(1)ハ、(2)ニ(ロ)もしくは供給約款附則 8（深夜電力のお客さまについての特別措置）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，供給約款 15（定額電灯）（4），供給約款 18（公衆街路灯）（1）ロもしくは供給約款附則 3（定額電灯のお客さまについての特別措置）（1）の電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款 16（従量電灯）（1）ニ，供給約款 17（臨時電灯）（1）ハ，供給約款 20（臨時電力）（3）イ，供給約款 21（農事用電力）（2）ニ（イ），供給約款附則 5（農事用電灯のお客さまについての特別措置）（1），供給約款附則 6（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）（2）もしくは供給約款附則 7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）（2）の料金または供給約款 16（従量電灯）（2）ニ，（3）ホ，供給約款 17（臨時電灯）（2）ハ，（3）ロ，供給約款 18（公衆街路灯）（2）ニ，供給約款 19（低圧電力）（5），供給約款 20（臨時電力）（3）ロ，供給約款 21（農事用電力）（1）ハ，（2）ニ（ロ）もしくは供給約款附則 8（深夜電力のお客さまについての特別措置）（3）の電力量料金は，供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1（2）ロ（イ），（ロ）または（ハ）により算定される場合は，別表（燃料費調整）1（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1（2）ロ（ニ）により算定される場合は，別表（燃料費調整）1（3）によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0275$$

$$\beta = 0.4792$$

$$\gamma = 0.4275$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 45,900 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (45,900 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回り，かつ，68,900円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 45,900 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 68,900 円を上回る場合
平均燃料価格は，68,900円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (68,900 \text{ 円} - 45,900 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (v) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は，b の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2025年3月1日から 2025年5月31日までの期間	2025年7月の検針日から 2025年8月の検針日の前日までの期間
2025年4月1日から 2025年6月30日までの期間	2025年8月の検針日から 2025年9月の検針日の前日までの期間
2025年5月1日から 2025年7月31日までの期間	2025年9月の検針日から 2025年10月の検針日の前日までの期間

- b 定額制供給の場合は，各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は，a に準ずるものといたします。この場合，a にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力および農事用電力Bで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，a にいう検針日は，応当日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{基準燃料費調整単価} + \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array} \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} \end{array}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置} \\ \text{の燃料費調整単価} \end{array} - \begin{array}{l} \text{基準燃料費調整単価} \end{array}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{基準燃料費調整単価} - \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array} \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2025年7月の 検針日から 2025年8月の 検針日の前日 までの期間お よび2025年9 月の検針日か ら2025年10月 の検針日の前 日までの期間	2025年8月の 検針日から 2025年9月の 検針日の前日 までの期間
電 灯	10 ワットまでの1 灯につき	7円77銭	9円32銭
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの1 灯につき	15円54銭	18円64銭
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの1 灯につき	31円07銭	37円29銭
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの1 灯につき	46円61銭	55円93銭
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの1 灯につき	77円68銭	93円22銭
	100 ワットをこえる1 灯につき 100 ワットまで ごとに	77円68銭	93円22銭
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの1 機器につき	23円20銭	27円84銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまで の1 機器につき	46円40銭	55円68銭
	100 ボルトアンペアをこえる1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	46円40銭	55円68銭

(b) 供給約款附則 3（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)
 の適用を受けているラジオの小型機器料金について，特別措置の
 燃料費調整単価は，1月につき次のとおりといたします。

	2025年7月の 検針日から 2025年8月の 検針日の前日 までの期間お よび2025年9 月の検針日か ら2025年10月 の検針日の前 日までの期間	2025年8月の 検針日から 2025年9月の 検針日の前日 までの期間
20 ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	9円28銭	11円14銭
20 ボルトアンペアをこえ 30 ボルトアンペアまでの ラジオ1台につき	13円92銭	16円71銭

(c) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，1日につき次のとおりといたします。

	2025年7月の 検針日から 2025年8月の 検針日の前日 までの期間お よび2025年9 月の検針日か ら2025年10月 の検針日の前 日までの期間	2025年8月の 検針日から 2025年9月の 検針日の前日 までの期間
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0円63銭	0円75銭
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	1円25銭	1円50銭
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	1円25銭	1円50銭
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	12円52銭	15円02銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	12円52銭	15円02銭

(d) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の 検針日から 2025年8月の 検針日の前日 までの期間お よび2025年9 月の検針日か ら2025年10月 の検針日の前 日までの期間	2025年8月の 検針日から 2025年9月の 検針日の前日 までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	6円58銭	7円90銭
契約電力1キロワット1日につき	13円16銭	15円79銭

(e) 農事用電力B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の 検針日から 2025年8月の 検針日の前日 までの期間お よび2025年9 月の検針日か ら2025年10月 の検針日の前 日までの期間	2025年8月の 検針日から 2025年9月の 検針日の前日 までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11円84銭	14円21銭
契約電力1キロワット1日につき	23円68銭	28円42銭

(f) 供給約款附則 7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）の特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年 7 月の 検針日から 2025年 8 月の 検針日の前日 までの期間お よび2025年 9 月の検針日か ら2025年10月 の検針日の前 日までの期間	2025年 8 月の 検針日から 2025年 9 月の 検針日の前日 までの期間
契約電力0.5キロワットの場合 1 日につき	3円29銭	3円95銭
契約電力 1 キロワットの場合 1 日につき	6円58銭	7円89銭
契約電力 2 キロワットの場合 1 日につき	13円16銭	15円79銭
契約電力 3 キロワットの場合 1 日につき	19円74銭	23円68銭
契約電力 3 キロワットをこえ 1 キロワットを増すごとに 1 日につき	6円58銭	7円89銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年 7 月の 検針日から 2025年 8 月の 検針日の前日 までの期間お よび2025年 9 月の検針日か ら2025年10月 の検針日の前 日までの期間	2025年 8 月の 検針日から 2025年 9 月の 検針日の前日 までの期間
1 キロワット時につき	2円00銭	2円40銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

- (イ) 定額電灯、公衆街路灯 A および供給約款附則 3（定額電灯のお客さまについての特別措置）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

- (ロ) 臨時電灯 A、臨時電力、農事用電力 B および供給約款附則 7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に (2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A、供給約款附則 5（農事用電灯のお客さまについての特別措置）および供給約款附則 6（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に (2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに (2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	90 銭 5 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 81 銭 2 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	3 円 62 銭 3 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	5 円 43 銭 4 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	9 円 05 銭 7 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	9 円 05 銭 7 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 70 銭 5 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	5 円 41 銭 1 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	5 円 41 銭 1 厘

ロ 供給約款附則 3（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)の適用を受けているラジオの小型機器料金について、基準単価は、1 月につき次のとおりといたします。

20 ボルトアンペアまでのラジオ 1 台につき	1 円 08 銭 2 厘
20 ボルトアンペアをこえ 30 ボルトアンペアまでのラジオ 1 台につき	1 円 62 銭 4 厘

ハ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	7 銭 3 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	14 銭 6 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	14 銭 6 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 46 銭 0 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 46 銭 0 厘

ニ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円53銭5厘
-----------------	---------

ホ 農事用電力B

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2円76銭2厘
-----------------	---------

へ 供給約款附則7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）の基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5 キロ ワ ッ ト	1 キ ロ ワ ッ ト	2 キ ロ ワ ッ ト	3 キ ロ ワ ッ ト	3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに
1 日につき	38銭4厘	76銭7厘	1円53銭5厘	2円30銭1厘	76銭7厘

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	23銭3厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等の揭示

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置

に関する省令第26条の規定にもとづく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 1 号)
特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 2 号)
特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 1 号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、2025 年 4 月 22 日の石破内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容にもとづく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、特定小売供給約款にもとづき算定される 2025 年 8 月分および 2025 年 10 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1 キロワット時につき 2.0 円（消費税等相当額を含む）を、2025 年 9 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1 キロワット時につき 2.4 円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要性があり、認可を申請する次第であります。

以 上

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 2 号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2025 年 8 月分および 2025 年 10 月分	2025 年 9 月分
		(a)	(b)
1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	2 円 00 銭	2 円 40 銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※ 1) (c)	2025 年 8 月分 および2025 年10 月分 (※ 2) (a)×(c)	2025 年 9 月分 (※ 2) (b)×(c)
定額電灯 および公 衆街路灯 A	電灯	10Wまで	1 灯	3.884	7 円 77 銭	9 円 32 銭
		20Wまで	〃	7.768	15 円 54 銭	18 円 64 銭
		40Wまで	〃	15.536	31 円 07 銭	37 円 29 銭
		60Wまで	〃	23.304	46 円 61 銭	55 円 93 銭
		100Wまで	〃	38.840	77 円 68 銭	93 円 22 銭
		100W超過 100Wまでごとに	〃	38.840	77 円 68 銭	93 円 22 銭
	小型 機器	50VA まで	1 機器	11.601	23 円 20 銭	27 円 84 銭
		100VA まで	〃	23.202	46 円 40 銭	55 円 68 銭
		100VA 超過 100VA までごとに	〃	23.202	46 円 40 銭	55 円 68 銭
定額電灯 (附則)	ラジ オ	20VA まで	1 台	4.640	9 円 28 銭	11 円 14 銭
		30VA まで	〃	6.961	13 円 92 銭	16 円 71 銭
臨時電灯A		50VA まで 1 日につき	1 契約	0.313	0 円 63 銭	0 円 75 銭
		100VA まで 1 日につき	〃	0.626	1 円 25 銭	1 円 50 銭
		100VA 超過 500VA まで 100VA ま でごとに 1 日につき	〃	0.626	1 円 25 銭	1 円 50 銭
		500VA 超過 1 kVA まで 1 日につき	〃	6.260	12 円 52 銭	15 円 02 銭
		1 kVA 超過 3 kVA まで 1 kVA ま でごとに 1 日につき	〃	6.260	12 円 52 銭	15 円 02 銭

臨時電力	0.5kW の場合 1 日につき	1 契約	—	(※3)6 円 58 銭	(※3)7 円 90 銭
	1 kW 1 日につき	〃	6.579	13 円 16 銭	15 円 79 銭
農事用電力 B	0.5kW の場合 1 日につき	1 契約	—	(※3)11 円 84 銭	(※3)14 円 21 銭
	1 kW 1 日につき	〃	11.842	23 円 68 銭	28 円 42 銭
農事用電力（附則）	0.5kW 1 日につき	1 契約	1.645	3 円 29 銭	3 円 95 銭
	1 kW 1 日につき	〃	3.289	6 円 58 銭	7 円 89 銭
	2 kW 1 日につき	〃	6.579	13 円 16 銭	15 円 79 銭
	3 kW 1 日につき	〃	9.868	19 円 74 銭	23 円 68 銭
	3 kW 超過 1 kW を増すごとに 1 日につき	〃	3.289	6 円 58 銭	7 円 89 銭

- ※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。
- ※2 小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。
- ※3 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。